



サッカーゴール（移動式）のSG基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

体育施設用器具専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所属
(部会長)	小林 肇	元 独立行政法人産業技術総合研究所
(委員)	大江 俊英	公益財団法人日本体育施設協会施設用器具部会
	大口 達郎	一般財団法人ポーケン品質評価機構
	小川 隆	株式会社小川長春館
	柘平 洋夫	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社
	窪 政司	株式会社都村製作所
	今野 由夫	公益財団法人日本体育施設協会
	重森 仁	日本スポーツ用品協同組合連合会
	柴田 和弥	セノー株式会社
	須藤 実和	慶應義塾大学大学院
	高橋 直	株式会社エバニュー
	灰西 克博	公益財団法人日本バレーボール協会
	舟岡 修慈	株式会社舟岡製作所
	松浦 正史	東洋殖産株式会社
	三上 貴正	東京工業大学
	宮地 弘孝	一般社団法人日本スポーツ用品工業協会
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	渡邊 豊	東京海洋大学大学院
(関係者)	経済産業省商務情報政策局日用品室 経済産業省商務流通保安グループ製品安全課	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

サッカーゴール（移動式）のSG基準

SG Standard for Movable Soccer Goal for School Gymnastics

1 基準の目的

この基準は、サッカーゴール（移動式）の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、主として屋外運動場等で体育運動に使用する移動式のサッカーゴール（以下「ゴール」という。）について適用する。なお、埋め込み固定式及び抜差式は適用範囲外とする。

3 種類

ゴールの種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般用ゴール 主に中学校以上の授業・競技等や一般競技等に使用するもの。
- (2) 少年用ゴール 主に小学校の授業・競技等で使用するもの。

4 安全性品質

ゴールの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 外観及び構造	<p>1. ゴールの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手指等が触れる部分には傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット、ネット装着具、溶接等の先端は著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあつては、素地の露出、はがれ、さび等がないこと。</p> <p>(4) ゴールは、次の部分から構成されていること。(a)、(b)、(h)は必須、(c)～(g)は任意</p> <p>(a) ゴールポスト</p> <p>(b) クロスバー</p> <p>(c) 支持わく</p> <p>(d) 土台フレーム</p> <p>(e) 後部フレーム</p> <p>(f) ネット支持具</p> <p>(g) ネット装着具</p> <p>(h) 固定具、打込みくい又は重錘</p> <p>(5) 支持わくを有するものにあつては、単一材でクロスバー両端に設けられており、角部は丸みを持たせること。</p> <p>(6) 支持わく上部に取り付けられているネット支持具を有するものにあつては、柔軟なロープ等であること。</p>	
	<p>(7) ゴールポスト及びクロスバーは、同一断面形状であり、断面の角部は</p>	

項 目	基 準													
	<p>丸みを持たせること。</p> <p>(8) ネット装着具を有するものにあつては、ゴールポスト及びクロスバーの後部に取り付けられていること。</p> <p>(9) 打込みくいを使用するゴールにあつては、くいは表1に適合しており、鋼製で〇本以上備え、ゴールを確実に固定できる形状であること。</p> <p>(10) 重錘を使用するものにあつては、重錘は表2に適合しており、十分な強度を有し、ゴール後部に確実に設置できる形状であること。</p>													
表2：使用時の重錘														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> <th style="width: 15%;">質 量</th> <th style="width: 15%;">個 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 1361 555 1451">棒 鋼、角 鋼 又は鋼管</td> <td data-bbox="555 1361 1139 1451">表面に露出するものにあつては十分な塗装等を施すこと。</td> <td colspan="2" data-bbox="1139 1361 1477 1653" rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 総質量〇kg 以上 (例：〇kg以上×〇個) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1451 555 1552">砂 袋</td> <td data-bbox="555 1451 1139 1552">外覆材は防水されたものとし、十分な強度と取っ手等を備えること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="354 1552 555 1653">コンクリート</td> <td data-bbox="555 1552 1139 1653">持ち運び可能な取っ手又は握り箇所を備えること。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	摘 要	質 量	個 数	棒 鋼、角 鋼 又は鋼管	表面に露出するものにあつては十分な塗装等を施すこと。	総質量〇kg 以上 (例：〇kg以上×〇個)		砂 袋	外覆材は防水されたものとし、十分な強度と取っ手等を備えること。	コンクリート	持ち運び可能な取っ手又は握り箇所を備えること。	
区 分	摘 要	質 量	個 数											
棒 鋼、角 鋼 又は鋼管	表面に露出するものにあつては十分な塗装等を施すこと。	総質量〇kg 以上 (例：〇kg以上×〇個)												
砂 袋	外覆材は防水されたものとし、十分な強度と取っ手等を備えること。													
コンクリート	持ち運び可能な取っ手又は握り箇所を備えること。													

2. 強 度	<p>2. ゴールの強度は次のとおりとする。</p> <p>(1) クロスバーの中央部にONの力を加えたとき、たわみ量は表3に適合していること。</p> <p>また、力を除去した後、破損、外</p>	
--------	---	--

れ、及び使用上支障のある変形がないこと。

表 3 (単位 : mm)

材質の区分	たわみ量
アルミニウム合金製	○以下
その他 (鋼製等)	○以下

(2) ネット装着具を有するものにあつてはON の力を加えたとき、接合部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。

<p>3. 安 定 性</p>	<p>3. ゴールの安定性は次のとおりとする。</p> <p>固定具等のない状態で、鋼製及びその他のゴールのクロスバーにON 以上、アルミニウム合金製のゴールのクロスバーにON 以上の力を水平前方向に加えたとき、ゴールの浮き上がり、転倒、外れ、破損等がないこと。</p> <p>なお後部フレームを有するものにあつては、次の試験にて代用しても良い。</p> <p>固定具等のない状態での浮き上がり力は、鋼製及びその他のゴールでON 以上、アルミニウム合金製ゴールでON 以上あること。</p>	
-----------------	---	--

4. 材 料	<p>4. ゴールの材料は次のとおりとする。</p> <p>ゴールを構成している金属材料で、接触腐食が起こるおそれのあるところ及びさびの出るおそれのあるところには、防せい処理が施されていること。</p>	

5 表示及び取扱説明書

ゴールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 注意事項として次の旨の表示を行うこと。必要に応じて、絵表示を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぶら下がりやよじ登り厳禁 ・転倒注意 ・使用時は固定具、打ち込みくい、重錘等のいずれかを必ず使うこと。 <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。</p> <p>なお、必要に応じて、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示すること。</p> <p>(1) 管理者を定め、設置・移動・使用・点検等の際に注意・指導を行い、安全に取り扱うこと。</p> <p>(2) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(3) 部品の一部が取り外されているものは、その組立ての要領及び注意</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) サッカー以外の目的で使用しないこと。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(b) ゴールに接触したときに、著しくゴールが横ゆれを生じた場合は、ゴールの主要な接合部分を補修した後、使用すること。</p> <p>(c) 打込みくいを使用するゴールにあつては、打込みくいがゴール後部に正しく打ち込まれているかを確認すること。</p> <p>(d) 重錘を使用するゴールにあつては、重錘がゴール後部の指定された箇所に正しく設置されているかを確認すること。</p> <p>(e) 固定具を使用するゴールにあつては、固定具が正しく設置されているかを確認すること。</p> <p>(5) 保管上の注意</p> <p>(a) ゴールにぶら下がったり、よじ登ったりしないように注意及び指導すること。</p> <p>(b) 気象情報により震害、風害、水害、雪害、雷害等の注意予報があるとき、又は学校等が期間休暇になるときは、あらかじめゴールネット、固定具、打込みくい、重錘等を取り除き、ゴールの前面を建物に寄せたり、前面同士向かい合せてひも等で結び付けたり、前方に倒し枕木等に乗せるなどの方策を講じること。</p> <p>(6) 安全点検は、表 4 にしたがって行うこと。また、必要に応じて修理又は交換を行うこと。</p> <p>(7) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称及びその、住所及び電話番号</p>	